

令和元年12月13日

意見発表

亀井委員

定県第110号議案を初め当委員会に付託された諸議案等について、公明党県議団を代表して意見発表いたします。

まずは、企業庁の報告事項である障がい者活躍推進計画素案についてです。

企業庁の令和元年6月1日現在の障害者雇用率を見ますと、法定雇用率2.5%のところを実雇用率は2.69%、雇用する障害者数は27人とのことです。まずは、現状の雇用人数について、さらに上向きを強く要望します。そして、障害者雇用の中で一番重要なのは、職場定着率です。今後、定着率が下落しないように、法定雇用率を上回っても人の入れかえが頻繁に起こることがないように、就労における相談体制や専門家の方と連携した相談窓口の設置等、就労についての支障の除去に努めていただくことを要望します。また、テレワークの推進や拡大時差出勤等、多様で柔軟な働き方の推進もあわせて要望します。

次に、県土整備局関係の議案、報告事項について申し上げます。

まずは、事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてです。平成12年に事務処理の特例に関する条例が施行されて以降、県から市町村へ地方分権のもと、さまざまな事務が移譲されました。今回の改正内容は、これとは逆に県への事務処理の引き上げを伴う改正となっています。確かに、土地区画整理事業が平成12年度からなく、今後も発生する見込みのない市町村であり、さらに市町村自体の仕事量の増加等も勘案して、事務処理の県への移譲もうなずけます。しかし、そのような市町村でも、今後の都市計画の変更、市街地開発事業の新たな発生に付随して、土地区画整理事業が起こらないとは言えないと思います。また、その場合、市町村が主体的に取り組まなければならない事業にもかかわらず、そのノウハウを持った市町村職員がいない状況に陥りかねません。したがって、市町村職員のフォローアップ体制のさらなる構築とともに、市町村の実情やニーズ、また将来展望もしっかりと酌み取った上で、県民が混乱しないような周知体制も整えていただき、事務処理の引き上げについて対応していただくことを要望します。

最後に、津波災害警戒区域の指定について申し上げます。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備が、基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設において、避難勧告計画の作成などが行われることで、避難体制が強化されます。確かに、人命第一で避難対応の明確化をすることが最優先です。しかし、指定に伴いその場所の不動産売買等では、重要事項説明書に内容を記載すること等も考慮すると、不動産価値の下落が十分想定されます。したがって、指定に向けては、その地域住民の方々を中心に、丁寧に御説明いただくことを強く要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、当委員会に付託された諸議案に賛成いたします。